

青森大学部長会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第55条の規定に基づき、部長会の運営について必要な事項を定めるもので、全学的に重要かつ調整を必要とする事項について審議し、大学の管理運営を円滑化することを目的とする。

(構成員)

第2条 部長会は、次の各号の者をもって組織する。

- (1) 学長、副学長、学長補佐、学部長
- (2) 教務部長、学生部長、図書館長、総合研究所長、地域貢献センター長、オープンカレッジ所長、事務局長
- (3) 必要あるときは、その他の教職員を加えることができる。

(所掌事項)

第3条 部長会においては、次の事項を審議する。

- (1) 大学運営の基本事項に関すること
- (2) 教育研究環境の整備に関すること
- (3) 学部及び他の機関の連絡調整に関すること
- (4) 全学的な教学マネジメントに関すること
- (5) その他学長が必要と認めた事項

(召集及び議長)

第4条 部長会は、学長が召集し、その議長となる。

2 学長が不在のときは、学長があらかじめ指定した者が議長の職務を代行する。

(開催)

第5条 部長会は、定例とする。ただし必要に応じて臨時に開催をすることができる。

- 2 定例部長会は、原則として毎月第4水曜日に開催する。
- 3 臨時部長会は、学長が必要と認めたとき、これを召集する。

(構成員以外の出席)

第6条 学長は、必要があるときは、本法人の理事、評議員及びその他の教職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第7条 学長は、部長会の開催の都度、選出された2名の署名捺印した議事録を作成し、保管するとともに、その写しを添えて審議の結果を理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 部長会の庶務は、大学事務局が処理する。

第9条 本規程の改正は、部長会が審議し、学長が理事会に諮るものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。